

Title	〔商法 二三〇〕満期白地につき補充権の消滅時効完成後に補充された手形を善意で取得した場合と手形法一〇条の類推適用
Sub Title	
Author	黄, 清溪(Ko, Seikei) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.4 (1983. 4) ,p.95- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830428-0095">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830428-0095</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法二三〇〕

満期白地につき補充権の消滅時効完成後に補充された手形を善意で取得した場合と手形法一〇条の類推適用

〔東京地裁昭五二年一月二日民七部判決  
昭五〇七五三号、約束手形金請求事件  
判例時報八七七号九四頁〕

### 〔判示事項〕

満期白地につき補充権の消滅時効完成後に補充された手形の善意取得者も手形法一〇条の類推適用により保護される。

### 〔参照条文〕

手形法一〇条・七七条二項。

### 〔事実〕

被告Yは、訴外B<sub>1</sub>及びB<sub>2</sub>に対する債務の支払のため、昭和四五年一二月七日、本件各手形用紙に、満期、振出日及び受取人の各欄を白地とし、手形金額はそれぞれ五百万円を記載したうえ、振出人として記名押印し、これを右訴外B<sub>1</sub>及びB<sub>2</sub>に交付するため、被告Yの従業員である訴外Aにだけ右白地部分の補充権を与えて同人に預けた。その後、その経緯は必ずしも明らかではないが、訴外Cがこれを取得し、同人において、昭和五年二月上旬ごろ、本件各手形の満期（支払期日）欄に昭和五年三月二〇日、振出日欄に昭和五〇

年六月三〇日、受取人欄に訴外Cと記入補充したうえ、これを割引依頼のため原告Xに裏書譲渡した。原告Xが裏書の連続する本件各手形を所持し、本件各手形が支払呈示期間内に支払場所へ支払呈示されたが、支払を拒絶されたため、本訴に及んだのである。

### 〔判旨〕

認定した事実によれば、被告Yは、訴外Aに対してのみ本件各手形の前記各白地要件の補充権限を与えたものであり、訴外Cが本件各手形を取得するに至った経緯にかんがみ、同人には右白地補充権がなかつたものと認めるのが相当である。

しかしながら、被告Yは、流通に置く意思で、手形要件の一部を白地としたまま本件各手形用紙に振出人として記名押印し、あたかも通常の白地手形外観を有する書面を作成したものであつて、これを取得した者によつて右白地要件が補充され、転々流通するに至ることは当然これを予想しうるべきところであるから、このような場

合、被告Yは、手形法一〇条、七七条二項の法意に照らし、手形振出人として、右手形を悪意もしくは重大な過失なくして取得した所持人に対しては、手形金支払の義務を免れないものと解するのが相当である（最高裁昭和二十九年(判)第二二〇二号同三一年七月二〇日第二小法廷判決民集一〇巻八号一〇二二頁参照）。

満期白地の手形の補充権の消滅時効については、商法五二二条の規定が類推適用され、右補充権は、これを行使しうべきときから五年の経過によつて、時効により消滅するものと解するのが相当であるところ（最高裁昭和四三年(判)第七〇九号同四四年二月二〇日第一小法廷判決民集二三巻二号四二七頁参照）、前記認定した事実によれば、本件各手形は満期（支払期日）欄白地のまま昭和四五年一月二七日に振り出されたものであること、訴外Cが右満期（支払期日）欄に昭和五一年三月二〇日と記入補充したのは、右振出日から五年を経過した後である昭和五一年二月上旬であることが認められるから、同人のした右満期欄の補充は、補充権消滅後にした不当補充であるといわなければならない。

しかしながら、右のように補充権の時効消滅後に白地要件の補充がなされた約束手形であつても、手形所持人が右不当補充の事実を知らずに右手形を取得した者である場合には、手形法七七条二項の準用する同法一〇条の規定が類推適用されるものと解するのが相当であるところ、原告Xが本件各手形を取得するに際し、前記不当補充の事実を知つていたとか、あるいは、これを知らないことにつき重大な過失があつたものと認めるに足りる証拠はないから、被告Y

は、満期の不当補充をもつて原告Xに対抗することができない。よつて、原告Xの本訴請求はすべて正当である。

#### 〔評釈〕

手形法一〇条は白地手形の不当補充における善意・無重過失の所持人の保護を規定しているが、従来、ここで問題とされていたのは、白地手形が、すでに補充権者によつて不当補充され、完成手形となつたものを善意・無重過失で取得した場合と、未補充の白地手形を取得するにあつて補充権の内容及び善意・無重過失であつた場合に限られている。

ところで、手形法一〇条の条文に「予メ為シタル合意ト異ル補充」との文言が存在する。その意味として、補充権を有するものが、振出人の意思に反してなした補充の場合に限るのか、それとも、本件の如く、補充権がなかつたもの―本件においては訴外C―が勝手に補充した場合にも、本条の適用可及範囲になるのか、さらに当条の適用範囲を一層拡大し、本件判旨のもう一つの論点に当る補充権の時効消滅後の不当補充につき、善意取得者を保護の範疇に入れられるかなどが本件の問題である。

一、手形法一〇条は白地補充権の濫用ないし、不当補充に関する規定である。ところで、手形法一〇条の白地補充権の濫用、不当補充に該当するには、当事者間に白地補充権に関する合意が存在しなければならぬ。つまり、白地補充権の授与がない場合、或いは、補充権の授与があつたが、その後、撤回、消滅によつて、白地補充権は消滅した場合においては、白地部分の補充をなし得ない。すなわ

ち、補充権がない者によつて、手形の形式を完備しているとはいへ、本来手形署名者の意思に依じた手形ではないから、有効に成立してはいはずであつて、白地要件の記載を完成しても、無効な手形の作成に終つたにすぎない。しかし、これをもちつて、補充権がなかつたものによつて、補充されたことにつき、手形署名者たる振出人において、何人に対する関係においても常にその無効を主張し得るべきものとするかは問題である。換言すれば、第三者が悪意ないし重大な過失なくして、有効な手形債権の存在を信じて、手形を取得した場合には、かかる善意の第三者は保護されるべきか、ということになる。これについて、判例のほとんどは、一貫して、手形法一〇条の趣旨からこれを肯定している。例えば、白地補充権を白地手形行為者が留保した白地手形の白地部分が、留保権者以外の者によつて補充された場合について、肯定した判例（最三判昭和三二年七月二〇日、最高裁民集一〇巻八号一〇三三頁）、手形要件の一部を白地のまま手形用紙に署名して交付した者は、補充権を付与していない事案について肯定した判例（最一判昭和四一年二月一日金融商事四二号一三頁、或いは、白地補充権が撤回されたとして消滅した後白地部分が補充された場合にも、手形一〇条は適用されるとする判例（大判昭和十五年一〇月二十五日民集一九卷一八二二頁）、そして、下級審のものも同旨のものが数多く存在する（例えば、大阪高判昭和四一年一月八日金融商事五〇号一一頁、東京地判昭和三十六年六月二日判例時報二六六号三一頁）。

ここで判例の理論を総合してみる次のようになる。すなわち、手

形の署名者は、白地手形の白地部分が補充権者以外の者によつて補充された手形については、白地補充権がないのであるから、本来無効なものであると主張できる。そして、これを前提にしたうえで、手形の署名者は他に自ら白地を補充した場合に振出人としての責任を負担する意思をもつて記名押印したものであるのみならず、有効な白地手形と外觀上なら異なるところはないのであるから……これをあくまで無効な手形として取得者を無権利者とするのは、手形法における善意取得者保護の規定たる第一〇条の法意に反することが明らかであるとして、このような白地手形につき振出人としての責任を免れないとする。以上の論法に基づき判例は、善意取得者保護を図っている。

学説においても、「そのような場合には、証券はすでに補充権をとまなわず、正確には白地手形としての性質を失つているといふは、かかるとするは、証券に白地の補充がなされた場合は、手形一〇条が当然に適用されるといえるかどうか問題であるが、このような場合についても、少くとも同条を類推適用し、署名者は、悪意・重過失のない第三者に対しては責任を免れえないと解されているのが通説的理解である（大森・講座三卷七〇頁「白地手形」）。

判例及び学説とも、手形における、取引安全の保護の基本原則に基づき、手形外觀に対する信頼の保護の要請は、手形法一〇条の直接適用により実現するのではなく、同条の法意に照らして、類推・間接的な適用によつて実現している。

そこで、手形法一〇条はこのように拡大ないし類推適用ができる

か否かということが問題になる。この問題は、結局、手形法一〇条の法的思想はいかなるものにかかっている。その意味で、手形法一〇条は権利外観法則の典型的な顕れといえることができる。

権利外観法則は手形の流通における、手形振出人と相手方の利益の調整をはかるものと考えられる。相手方の信頼を振出人に履行義務を負担させるといふかたちで保護する制度であるから、同条には、相手方の主観的要件は善意・無重過失を保護される要件として要求する一方、他方において振出人への帰責性をも要求する必要がある。本来、法律行為上の履行義務が生ずるのは、当事者の意思に基づく場合のみであり、相手方の信頼というものは賠償義務とは結びつき得ても、履行責任とは結びつき得ない。

前述の通り、補充権者以外の者による不当補充の場合には、補充権がないから、振出人の手形行為の意思は存在せず、手形の履行責任は生じてこないはずである。それにもかかわらず、振出人に履行責任を負わせることは、振出人にそれを甘受すべき事情が存在することを認定する必要がある。この場合は、振出人にとつては完全手形の外観存在による責任負担であるといえる。すなわち手形の権利外観を惹起しているという点で、これは帰責事由として構成できると思われる。この点について、本件判旨は従来判例の論理を忠実に踏襲し、所持人は悪意もしくは重大な過失なくして手形を取得したことを強調する以外に、「振出人は、流通に置く意思で、手形要件の一部を白地としたまま本件各手形用紙に振出人として記名押印し、あたかも通常の白地手形の外観を有する書面を作成したもので

あつて、これを取得した者によつて右白地要件が補充され、転々流通するに至ることは当然これを予想しうるべきところである」とのことを指摘して、振出人の履行責任の根拠としている。これはいうまでもなく、まさしく、振出人の帰責性の事実説明である。

この点について、本判旨が、手形法一〇条の法思想である、権利外観法則に従つて、本人たる振出人側の帰責事由、並び、相手方たる取得者側の保護要件を構成した上、手形法一〇条の類推適用を認めている点は正当であるといえる。

二、白地補充権の消滅時効完成後に白地部分が補充された場合に、事実を知らず取得した所持人について手形法一〇条の規定の類推適用は認められるか。

この点に関する判例はほとんどみあたらない。本件以外には、札幌高判昭和四四年八月一日(下民二〇巻七・八号五八〇頁)があるだけである。札幌高判は、次のような理由に基づいて、一〇条の類推適用を肯定している。すなわち「白地手形は、一旦白地が補充され、完成手形の外観を呈示するに至つた場合には、右の補充が補充権の消滅時効完成前にされたものであるか否かは外形上明らかではなく、他方、手形法一〇条は、白地手形が完成手形と並んで流通する実情に照らし、白地手形の信用を高め、流通を保護するため、その善意取得者を保護しよう(せん)とする趣旨のもとに設けられたものであるから、単に『予め渡された合意と異なる』補充がなされる場合だけでなく、補充権が消滅した後補充がされた場合にも、不当補充について善意である限り、同法条を類推適用して、手形取

得者を保護することが妥当であると解せられる」とする。本件判旨は、やゝ簡略ではあるが、札幌高判と同主旨のものといえる。この場合、消滅時効により補充権が消滅した場合、振出人側の帰責性を構成できるかどうかが問題となる。未補充白地手形それ自体は何らの完全な権利を表彰するものでもないから、補充権が消滅すれば、白地手形の所持人の期待的地位も消滅し、そこには単なる紙片しかのこらないことになる。その後、かかる紙片の白地部分を補充しても、無効な手形であることに変わりはない。この場の手形については、手形外観の存在による責任負担の危険が振出人に残るか、前述の不当補充権の場合と同視して、責任負担の危険が振出人にあると認めると、時効の法的利益の享受は振出人に皆無となり、結果的に、手形法において、時効制度の存在が否定されるという不都合が生じる。さらに、この構成は補充権は消滅時効にかかるということを前提要件としている。しかし、補充権自体が時効の対象になるのかはまったく疑問である。

従来の判例・学説は、補充権の時効消滅を認めている。その期間については、二〇年、一〇年、五年あるいは三年というように諸説が存在している。その中で、白地補充権を形成権であるとして、その行使によつて債権が発生する場合には、債権としての時効を考へ、その債権は、商行為により生じた債権と認められるという理由から、五年の時効期間にかかるとする学説が有力である（例えば、鈴木・手形法小切手法二二二頁、田中誠二・詳論上巻四七九頁）。最近の判例（最判昭和四四年二月二〇日民集二三巻二四二七頁）もこれに従つて

おり、本件判旨もまたこの立場を採っている。しかし、補充権は要件記載権限である所からすれば、そもそも権限というものは消滅時効制度になじむものではない。従つて、補充権自体の時効消滅は認められない（倉沢・手形法の判例と理論一八八頁以下）。

白地手形の補充権について、満期の記載のあるものについては、満期から三年経過後に補充をしても、すでに時効消滅した権利を成立せしめることになる。これに対して、満期の記載のないものについては、当事者間の特約ないしは実質関係上の事情による限定のない限り、補充権の行使可能期間を限定すべきいかなる法的根拠もないということになる。

このように、白地補充権に時効消滅を考えない見解に従うと、白地補充権の消滅時効完成後に補充がなされた場合についての不当補充問題は生じない。

それゆえ、本件判旨後半の論点のような問題は発生しない。従つて、この種の問題も前述不当補充の範疇内の問題になり、前述の理論によつて解決すべきものである。

なお、白地補充権に時効消滅を考えないとすると、永久に補充が可能だということになって適当でないという懸念が生じないわけではない。しかし、補充期間を当事者間の契約或いは実質関係上の事情によつて定められれば、これを人的抗弁となしうる。またそうでなくても、異常に長期に亘れば、第三者に対してもいわゆる一般悪意の抗弁をもつて対抗できることになるのではないかと考えられる。

本件の補充権について、当事者間には特約の存在は認めないから、これによつて生ずる人的抗弁の問題はない。ただし、Yは訴外B<sub>1</sub>B<sub>2</sub>に対する債務の支払のために本件白地手形を作成したものであるから、この実質關係を勘案して、補充期間に対して合理的な制限が存在すると解釈しうる余地がありうる。そうだとすればその限りにおいて、補充期間の制限の事由により、人的抗弁の問題が生じるともいえる。いづれにしても、これは事実認定の問題であるが、本判旨はこの点について触れていないのであるから、ここでは、深く

## 〔最高裁判事例研究 二〇七〕

昭和五七二 (最高民集三六卷一  
号一〇五頁)

無名義破産債権に対する債権調査期日における破産管財人および他の破産債権者の異議と債権届出による時効中断の効力

(最高裁(第二小法廷) 昭和五七年一月二九日判決判例時報一〇三二号  
五七頁)

A株式会社破産手続において、昭和四六年九月一三日強制和議が取消され、Aに対し破産手続が、Y<sub>1</sub>(被告・控訴人・附帯被控訴人・被上告人)を破産管財人として続行された。Bは、A振出しの約束手形金合計九〇〇万円、小切手金合計二七三万円およびこれら元本に対する利息金合計二五九万五千円を破産債権として昭和四六年一〇月五日破産裁判所

論及しがたい。

結論として、本件のXが手形法一〇条の趣旨によつて保護されることには賛成であるが、判旨が補充権そのもの自体に消滅時効を認め、補充権の消滅時効完成後に白地部分が補充された場合にも手形法一〇条の規定の類推適用を認める点については反対である。

黄 清溪

に届出た。昭和四七年四月二七日の債権調査期日において、管財人Y<sub>1</sub>および他の破産債権者Y<sub>2</sub>ないしY<sub>3</sub>は、Bの届出債権に対し異議を述べた。X(原告・被控訴人・附帯控訴人・上告人)は、昭和五〇年九月八日右Bから右届出破産債権を譲受け(同月二三日BからY<sub>1</sub>に譲渡通知)、同日Y<sub>1</sub>・Y<sub>3</sub>に対し右届出債権が破産債権であることの確定を求める本件破産債権確定訴訟を提起した。Y<sub>1</sub>らは、本件約束手形および小切手が振出名義人によつて振出されたことを否認し、仮定抗弁として、本訴を提起した昭和五〇年九月八日には、すでに本件各約束手形は満期から三年、各小切手は呈示期間経過後六か月をそれぞれ経過しているから、破産会社Aの責任は時効によつて消滅しており、Y<sub>1</sub>らは本訴において右時効を援用すると主張した。これに対し、Xは、債権者届出によつて時効は中